令和６年度第２回子ども・子育て会議での委員御意見に対する検討状況について

資料５

通しNo	次期計画の基本施策 No	次期計画の基本施策 基本施策名	主な御意見（会議終了後にいただいた御意見も含む）	意見を踏まえた検討状況
1	2	就労支援	第１回会議で「奨学金返還を支援した企業に対して、県の助成金制度が開始されたので、是非それを進めて欲しい」と、意見を申し上げ、反映させていただいており、大変感謝申し上げる。 一方で、魅力発信やマッチングについても重要なことだが、一番助かるのは経済的な支援であり、助成金制度について、はっきり書けるのかどうかわからないが、続けていただくというのが一番ありがたいので、そういったようなニュアンスが伝わるような書き方あるいは取組にしていただけないか。	【基本施策２　就労支援】のP53において、次の取組を盛り込んでいる。 「〇　県は、従業員の奨学金返還支援に取り組んでいる県内中小企業への補助金交付や当該企業の魅力発信及び企業と求職者とのマッチング機会の充実を図ります。」
2	5	働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	市の依頼で地域の赤ちゃん訪問員をしているが、父親が育休取得についてこの１～２年でわずかではあるが増えていると感じている。ただし、取得状況は、週間単位であり、月単位ではわずかである。 ・取りたくても職場の環境・雰囲気によって取りづらい。 ・職種的に取れるところではないから□ との話も聞いているところである。 □ このため、取得率を把握される場合「職種」や「取得日数」等が数値化されると男性の育児休業の普及に当たり方向性が見えてくるのではないかと考える。	【基本施策５　働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進】のP67「◇現状と課題」において、男性の育児休業の取得に関して取得日数の状況調査の結果を盛り込んでいる。なお、国・県の調査において「職種別」は分析されていないため、客観的なデータはない。
3	6	男女共同参画の推進	あいち女性輝きカンパニーの認証制度の中身について、計画に入れていただきたい。	【基本施策６　男女共同参画の推進】のP72（男女共同参画に関する広報・啓発や企業等における女性活躍の推進）において、次の取組を盛り込んでいる。 「〇　県は、企業等における経営トップからの「女性の活躍促進宣言」や、女性の活躍促進に積極的に取り組む企業を認証する「あいち女性輝きカンパニー」認証制度等により、企業・団体等における女性の活躍に向けた取組を支援します。」
4	7 14	安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援 切れ目のない保健・医療の提供	【数値目標】「産後ケア事業の利用率」に関連して、産後ケア事業について、必要な方が受けられるというよりは、国の方もポピュレーションアプローチに切り換えていくようにという方向性が示されているかと思うので、希望している人がどれだけ利用が叶うかという利用率を調査していただけないか。	産後ケア事業は「支援を必要とする全ての方が利用できる」とされており、「産後に特に支援を必要とする方」と同様に「ご本人が利用を希望する場合」も対象とされている。本数値目標は国の「成育医療等基本方針」に基づく評価指標を参考に県の目標としたものであり、産後ケア事業を必要とする人が利用できる体制の構築を図るため、対象を全産婦とした産後ケア事業の利用率の増加を目標としている。
5	7	安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援	現在、妊娠8ヶ月頃に面談等、市町村の保健センターを中心にしていると思うが、希望する人だけが面談対象になっているところも多いと思う。 妊娠期からの切れ目ない支援ということで、母子保健から子育て支援につなげていただくためにも、この8ヶ月の面談を子育て相談機関で行うことや、子育て相談機関を訪問する機会につなげるなど、妊娠期に地域の子育て支援拠点等について、妊婦さんやその配偶者の方が利用できるような取組を推進していただきたい。	母子保健から子育て支援につなげる妊娠期からの切れ目のない支援のために、各市町村が地域の実情に合わせて、創意工夫（妊娠８か月頃のアンケート調査を子育て支援センターへ提出していただいたり、主任児童委員と母子保健担当により妊婦全戸訪問をするなど）し、伴走型相談支援を実施している。 こうしたことを踏まえ、【基本施策７　安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援】のＰ77～P78（安心して妊娠・出産するための取組）に次の取組を盛り込んでいる。 「〇　市町村は、妊娠届出時、妊娠８か月頃、出産後に産婦・その配偶者等に対する面談等により情報提供や相談等を行う妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊婦が抱える不安等を把握し、妊娠早期からの切れ目ない支援を提供します。」 「〇　市町村は、こども家庭センター（母子保健機能）において妊産婦やパートナー等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等の相談に応じるなど、産前・産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実を図ります。」
6	8	保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	【数値目標】「待機児童数」に関して、昨今、少子化が進んでおり、子どもの数が大変減ってきている中、幼稚園や保育園、認定こども園で定員割れを起こしており、市町村によっては需給の数値の乖離が、待機児童ではなく、余っている所が増えてきているように聞いている。 このため、待機児童等の数値目標に関して、もう少し違う見方での数値目標も待機児童とともに必要ではないかと思うので、ご検討いただきたい。例えば、育休を取ることで保育園の継続利用ができないという市町村が愛知県下でいくつかあると認識をしており、子育ての中で継続して子どもを保育園、認定こども園等に預けられないということは大きな問題であるため、こちらの方の数値等でもいいのかと思う。	委員意見のとおり、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっており、違う見方での取組も必要となってきている。 国においては、令和７年度以降の保育提供体制について検討しているところであり、今後の国の動きを注視し対応してまいりたいと考えている。 なお、育休取得時の継続利用に関して、育休退園を実施する理由を各市町村にヒアリングしたところ、「育休復帰する家庭の子どもが待機児童となることを回避するために実施している」旨の回答が多かった。 育休退園の廃止に向けて、まずは保育ニーズに応じた適切な利用定員の確保が必要であることから、別の目標を掲げることはせず、「待機児童数」を引き続き数値目標に掲げ、その解消に向けて注力してまいりたい。
7	8	保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	保育園や認定こども園等々での看護師の配置というのはあるとすごく助かる。医療的ケア児は当然ながら、そうでなくても看護師の配置はあると助かるため、各園がそういうことに取り組んできていると認識しているので、この辺も検討していただきたい。	保育士等の直接教育・保育に従事する者以外の配置については、保育補助者の雇上げや保育支援者の配置に対する支援、医療的ケア児を受け入れるための看護師の配置に対する支援を行っているところであり、引き続き教育・保育の質の改善に取り組んでまいりたい。

令和６年度第２回子ども・子育て会議での委員御意見に対する検討状況について

資料５

通しNo	次期計画の基本施策		主な御意見（会議終了後にいただいた御意見も含む）	意見を踏まえた検討状況
	No	基本施策名		
8	8	保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	保育士の労働条件やワーク・ライフ・バランスなど、保育士の働きやすさの支援に取り組んでほしい。 また、保育士養成校に行く人が少ない現状があり、保育士不足の1つの原因だったりするため、そこへの支援について盛り込んでいただきたい。 そして、保護者が社会に最初に触れるのが保育園だったりすることもあり、申請制度など支援の仕組みが分からないことがあるので、そこをケアできるといいと思うので、保育ソーシャルワーカーが必要だと思う。これから誰でも通園制度と並行して相談事業も保育園ですることになっており、保育カウンセラーみたいなのが設置されるとよい。	【基本施策８　保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保】のP81において、 保育士等の業務負担軽減として、 「〇　県及び市町村は、保育補助者の雇上げや、清掃や給食の配膳、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳など、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に対する支援を行い、保育士等の業務負担の軽減を図ります。」を盛り込んでいる。 保育士養成施設への入学の促進として、 「〇　県は、保育士養成施設の入学者を対象とした修学資金の貸付など、新たに保育士資格を取得しようとする人を支援し、人材確保対策を推進します。」を盛り込んでいる。 また、保育ソーシャルワーカーや保育カウンセラーについては、日本ソーシャルワーカー学会や全国私立保育連盟が養成している資格であるが、本県においては保育園団体からの要望等もない。 保育所における相談支援対応力の向上として、県では保育士を対象としたキャリアアップ研修により、「保護者支援、子育て支援」分野で適切な助言及び指導ができるための実践的な能力を身に付けられるよう実施しているところである。また、改正児童福祉法において、相談支援等の質の向上を行う「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、その資格取得の対象に保育士が含まれており、各市町村において資格取得に対する国の補助制度を活用しつつ、これから取得が進められていくところである。 更に、子育て家庭等に向けた取組であるが、身近な場所で相談でき、個別のニーズに応じて適切な施設や事業等を利用できるよう支援を行う「利用者支援事業」の充実も図っている。 こうしたことから、今後もまずは現在実施している事業を中心に支援の推進を図るとともに、団体等の御意見も伺いながら研究していきたいと考えている。
9	8	保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保	子育て支援分野において年々ソーシャルワークの必要性が高まっており、人材確保が重要である。 愛知県では、子育て支援専門員の研修で実施しているのは基本研修と専門研修のみだと把握しているが、子育て支援の分野も複雑化し、新しい事業が次々と加わって複雑化して、そのソーシャルワークの視点が必要になってきていると思うので、現任者研修やフォローアップ研修という既に現場で働いていて、ある程度経験を積んだ人たちのスキルアップの機会を県としても作っていただきたい。 市町村では、施設当たりに1人、2人いるかどうかというところなので、小さい市町村ほど現任者研修やフォローアップ研修を実施するのは難しいと思うので、そういう日々業務に携わっている人たちが情報交換をしながらスキルアップができるような機会の創設をお願いしたい。	過去３年の子育て支援員研修の修了者の推移をみると、R3年度833名、R4年度881名、R5年度1,204名と増加傾向にあり、今年度の受講者も1,400名以上いる状況である。このような状況を鑑み、そもそもの人材確保に注力してまいりたい。
10	10	居場所づくり	数値目標に「児童育成支援拠点事業」も掲げてほしい。	【基本施策10　居場所づくり】の数値目標に「児童育成支援拠点事業を実施する市町村の数」を追加するとともに、P113に次の取組を盛り込んでいる。 「〇　県は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場所を開設し、個々の児童に応じた支援を提供できるようにするため、市町村が実施する児童育成支援拠点事業の取組を支援します。」
11	11	思春期保健対策の充実	【数値目標】「学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数」に関して、どういったものを想定しているかが分からないが、多様な思春期教育として、単に性教育だけではなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等など人権尊重を基盤とした性教育といったものも盛り込んだものにしてほしい。	この数値目標は、思春期世代を対象に保健機関と教育機関（学校）等が連携し健康教育を実施するというものである。健康教育の内容としては、保健機関が捉えている健康課題、教育機関（学校）等が捉えている健康課題を踏まえた、単に知識の提供を目的とした性教育にとどまらない多様な内容となるよう、県としても市町村等へ働きかけていくこととしている。
12	12	学校教育の充実	小学校へ行っても、保育園の場合は、保育士と話せるから良いが、小学校へ行くと急に保護者と先生の関係が薄くなると思われる。 保護者の相談する相手がおらず、相談に乗りやすいなどのハードルを下げてあげることで、ストレスが減り、保護者の情緒を安定させる、話してもらうことが子どもの養育にすごくいい傾向になるので、そういうところも一緒にセットで支援してもらえるとよい。	【基本施策12　学校教育の充実】のP128（相談・指導体制の充実）において、保護者の相談先でもある「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の各学校への配置のほか、不登校等に悩む家庭の相談先である家庭教育コーディネーターの配置についても盛り込んでいる。
13	12	学校教育の充実	学校でのICTが進み、１人１台のタブレットやパソコン導入が進んでいると思うが、大学生になるとパソコンを使うようになる。 小学生のうちからパソコンとかを使ってもらい、ブラインドタッチとかに慣れると大学生の時に楽になるので、パソコン導入や教育を進めてほしい。	市町村の端末の配備は、GIGAスクール構想で対応済であり、活用促進は【基本施策12　学校教育の充実】のP124（学校教育の情報化の推進）において、次の取組を盛り込んでいる。 「〇　県は、児童生徒が、ICT（情報通信技術）を活用し、情報の収集、整理、比較、発信、共有等を行うことができるよう、情報活用能力を育成します。」
14	13	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	【数値目標】「高等学校第3学年において、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合」に関連して、英検を受験するのに費用が結構かかるので、家庭間の経済格差が起きたらいけないなと感じている。数値目標に掲げ、英検取得生徒の割合を高めていくことは良いことだが、受験料の支援を行うことも取り組んでほしい。	主に専門学科の生徒が受験する簿記実務検定試験など、他の資格試験も多く存在している中で、英検のみに対して、検定料を支援する合理的な理由がないため、英検の検定料を支援することは困難である。 一方で、生活困窮世帯やひとり親家庭に対する学習支援として、【基本施策15　子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援】のP149（教育の機会均等）に次の取組を盛り込んでいる。 「〇　県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等の学習機会の確保や居場所の提供等、学習・生活支援の充実のための取組について、町村域で実施するとともに、市に対して実施を働きかけます。」 「〇　県は、ひとり親家庭等の子どもの学習機会の確保や学習支援の充実、進学に向けたチャレンジを後押しするための受験料等支援を含む「こどもの生活・学習支援事業」の実施を市町村に働きかけるとともに、その経費を助成します。」

令和６年度第２回子ども・子育て会議での委員御意見に対する検討状況について

資料５

通しNo	次期計画の基本施策 No	次期計画の基本施策 基本施策名	主な御意見(会議終了後にいただいた御意見も含む)	意見を踏まえた検討状況
15	13	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	次期計画の数値目標の項目に関連して、（年齢等の）レベルの高い部分の体験が入っているが、小学生以下の遊びの場の確保方法に関して、小学生以下の子どもたちが安全に遊ぶことができる場などについて、何か施策に入れていただけないか。	【基本施策13　多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり】のP132（安全な遊び場の確保）、（多様な遊び場の提供）　、（体験・交流活動、外遊び等の場の整備）において、県が所管する大型児童館である「児童総合センター」や、児童遊園である「愛知こどもの国、海南こどもの国」を始め、各施設の内容を記載している。また、子育て支援に関する県のポータルサイト「あいちはぐみんネット」において県内の子どもの遊び場に関する情報を市町村、施設のジャンルや年齢層などのカテゴリーごとに検索できることについても盛り込んでいる。加えて、P139-140において市町村の児童館での取組をトピックス形式で掲載している。
16	8 16	保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保 障害のある子ども・若者への支援	特に特別な支援が必要な子どもたちにとって、小学校に入る前の段階で、いかに支援ができているかというところが大事だと思っている。 小学校に入る前の段階の保育、幼児教育の段階で、大人の手が随分必要だということを思うので、その辺りの数値も入れながら、特別に支援が必要な幼児、いわゆる療育が必要な幼児への支援も併せて、どこかに記載していただけないか。	【基本施策16　障害のある子ども・若者への支援】のP159（幼児期の支援）の内容を始め、療育が必要な幼児への支援に関する取組を盛り込んでいる。なお、P157-158「◇現状と課題」で、子どもの身体障害者手帳・療育（愛護）手帳所持者数の推移についても記載している。
17	18	社会的養育体制の充実	里親支援センターという構想があるので、その表現を盛り込んでほしい。	【基本施策18　社会的養育体制の充実】のP177において、次の取組を盛り込んでいる。 「〇　県は、愛知県里親会連合会及び愛知県ファミリーホーム協議会等の関係機関と連携し、フォスタリング業務（質の高い里親養育のための様々な支援）を適切に実施します。また、里親支援体制の更なる充実を図るため、エリア単位での里親支援センターの設置に向けた検討を進めます。」
18	21	個々の家庭に寄り添った支援の充実	現計画の数値目標「子育て世帯包括支援センターを設置している市町村の数」の後継として、地域子育て相談機関の設置数や、整備状況・整備している市町村の数、子育て相談機関は中学校区に1つの設置と目標を掲げられているので中学校区に1つ設置できている市町村の数など、何か繋がりが分かるような数値目標も掲げてほしい。	【基本施策21　個々の家庭に寄り添った支援の充実】の数値目標に「地域子育て相談機関の数」を追加した。
19	23	子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実	子ども・若者が自らの権利について学ぶ「権利学習」や、子ども等に関わる支援者や保護者、市民、事業者が子どもの権利について理解を深める「研修・啓発の機会を創る」ことも必要だと考える。 研修対象として、幼児教育・保育に携わる保育士等や児童相談センターの職員以外にも、その他の支援者として市町村・保健センター職員、学校関係者、児童福祉施設職員、民生・児童委員、子育て支援事業者など幅広く記載していただけないか。	【基本施策23　子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実】のP218（子どもの権利の理解促進や人権教育の推進）において、「子どもの権利」に関する理解促進を推進する対象として学校関係者を始め、児童・母子福祉に携わる市町村職員、児童館職員、子ども・子育て関連事業に携わる子育て支援員など子どもに関係する職員や児童総合センター職員、児童福祉施設職員、児童委員等を記載している。